

平成22年 障害者雇用状況の集計結果

(平成22年6月1日現在)

～民間企業に雇用されている障害者の数は前年より5.3%増加～

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めています。

神奈川労働局では、今般、平成22年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

【集計結果の主なポイント】

- <民間企業>(神奈川県内に本社のある56人以上規模の企業 法定雇用率1.8%)
 - ・企業数 3,365社、雇用障害者数 14,031.0人、実雇用率 1.62%(対前年比で0.05ポイント上昇)
 - ・法定雇用率達成企業数 1,540社、法定雇用率達成企業の割合 45.8%(対前年比で2.3ポイント上昇)
- <公的機関>(同2.1%、都道府県などの教育委員会は2.0%)
 - ・県の機関：機関数4機関、雇用障害者数 322.0人、実雇用率 3.28%
 - ・市町村の機関：機関数34機関、雇用障害者数 1,592.5人、実雇用率 2.36%
 - ・神奈川県教育委員会：機関数1機関、雇用障害者数 358.0人、実雇用率 2.02%
- <地方独立行政法人など>(同2.1%)
 - ・法人数4法人、雇用障害者数 68.0人、実雇用率 1.98%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は14031.0人で、前年より5.3%（707.5人）増加した。
- ・雇用者のうち、身体障害者は10,835人、知的障害者は2,633人、精神障害者は563.0人であった。
- ・実雇用率は1.62%（前年は1.57%）、法定雇用率達成企業の割合は45.8%（同43.5%）であった。

[第1表・第5表]

企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は前年より増加したが、56～99人規模企業、300～499人規模企業については下回った。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.62%と比較すると、1,000人以上規模企業（1.86%）、同500～999人（1.70%）については上回った。300～499人規模企業（1.49%）、同100～299人（1.33%）、同56～99人（1.47%）については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、全ての区分の企業で前年より上昇した。

[第2表]

産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「複合サービス業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・産業別の実雇用率では、「運輸業、郵便業」（1.88%）は法定雇用率をクリアした。
- ・加えて、「製造業」（1.75%）、「医療・福祉業」（1.76%）は、民間企業全体の実雇用率1.62%を上回っている。

[第3表]

法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成22年度の法定雇用率未達成企業は1,825社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が65.1%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は64.5%となっている。

[第4表]

2 公的機関における在職状況

(1) 神奈川県の機関（法定雇用率 2.1%）

県の機関に在職している障害者の数は 322.0 人で実雇用率は 3.28%と、前年に比べ 0.14 ポイント上昇している。4 機関全てが達成。

(2) 神奈川県内市町村の機関（法定雇用率 2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は 1,592.5 人で実雇用率は 2.36%と、前年に比べ 0.02 ポイント下回った。34 機関中 28 機関が達成。

(3) 神奈川県教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される神奈川県教育委員会に在職している障害者の数は、358.0 人。実雇用率は 2.02%と、前年に比べ 0.28 ポイント上昇。法定雇用率を達成した。

[第 7 表]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.1%）に雇用されている障害者の数は 68.0 人であり、実雇用率は 1.98%と、前年に比べ 1.02 ポイント上昇している。4 法人中 3 法人が達成。

[第 1 表]

これらの状況を受けての重点的取り組み

県内各ハローワークにおいては、個別企業等に対する雇用率達成指導に加え、関係機関・施設等と連携した「チーム支援」による就職支援にも積極的に取り組み、雇用の場の拡大や障害者雇用対策に係る各種助成金等の活用を促進してきたところである。

これらのことが平成 22 年 6 月 1 日現在の民間企業の実雇用率 0.05 ポイント上昇につながったと考えられるが、なお法定雇用率 1.8% に比べて 0.18 ポイントの乖離があることから、こうした状況を踏まえて今後は以下の取り組みを強化する。

1 雇入れ計画作成命令の厳正な発出と発出した企業に対する強力な指導

障害者の雇用状況が一定の水準に達していない企業（全国平均実雇用率未滿かつ 5 人以上不足の企業、10 人以上不足企業、企業規模 167 人以上の雇用障害者数 0 人の企業）を重点的に、県内各ハローワークにおいて、障害者雇用の取り組みについて強力な指導を行っていく。

また、障害者雇用促進法の改正により、新たに障害者雇用納付金制度の対象となった 201 人から 300 人規模企業及び短時間労働者を多く雇用する企業に対しても、障害者雇用の取り組みについて指導を強化する。

2 特例子会社の設立に向けた積極的な働きかけの実施

不足数の多い企業で現状の事業形態では不足が解消できない企業に対して、神奈川県等と連携し特例子会社の設立を働きかけており、現在、県内に親企業がある特例子会社は 13 社あり、県外に特例子会社を設立している企業は 1 社ある。今後も更に積極的に特例子会社の設立勧奨を行っていく。

3 障害者福祉施設、特別支援教育施設等との積極的な連携

ハローワークでは、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労援助センター及び民間支援団体等とチームを組んで障害者の就職支援に取り組んできたが、今後も、ジョブコーチ支援、トライアル雇用、障害者委託訓練「トライ！」及び特定求職者雇用開発助成金等の各種助成制度等を雇用支援策として活用し、更なる障害者の雇用の促進及び職場定着への取り組みを強化する。

4 障害特性に応じた雇用管理支援

それぞれの障害特性をよく理解した上で、特性を生かした雇用の場の確保が重要であるため、個々の障害に配慮した適切な雇用管理が行えるように、企業に対して具体的な雇用事例などを提供する等積極的な取り組みを支援していく。

5 公的機関に対する厳正な指導

公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、機関のトップに対する厳正な指導等を行っていくほか、達成済みの機関に対しても、更なる障害者雇用に取り組んでいくよう指導等を行っていく。

(参考)

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

（カッコ内は、それぞれの割合によって1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

民間企業	・・・	{	一般の民間企業	・・・	1.8%
			(常用労働者数56人以上の規模)		
			特殊法人等	・・・	2.1%
			(常用労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)		
国、地方公共団体	・・・				2.1%
			(職員数48人以上の機関)		
ただし、都道府県等の教育委員会	・・・				2.0%
			(職員数50人以上の機関)		

なお、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれその1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされる。

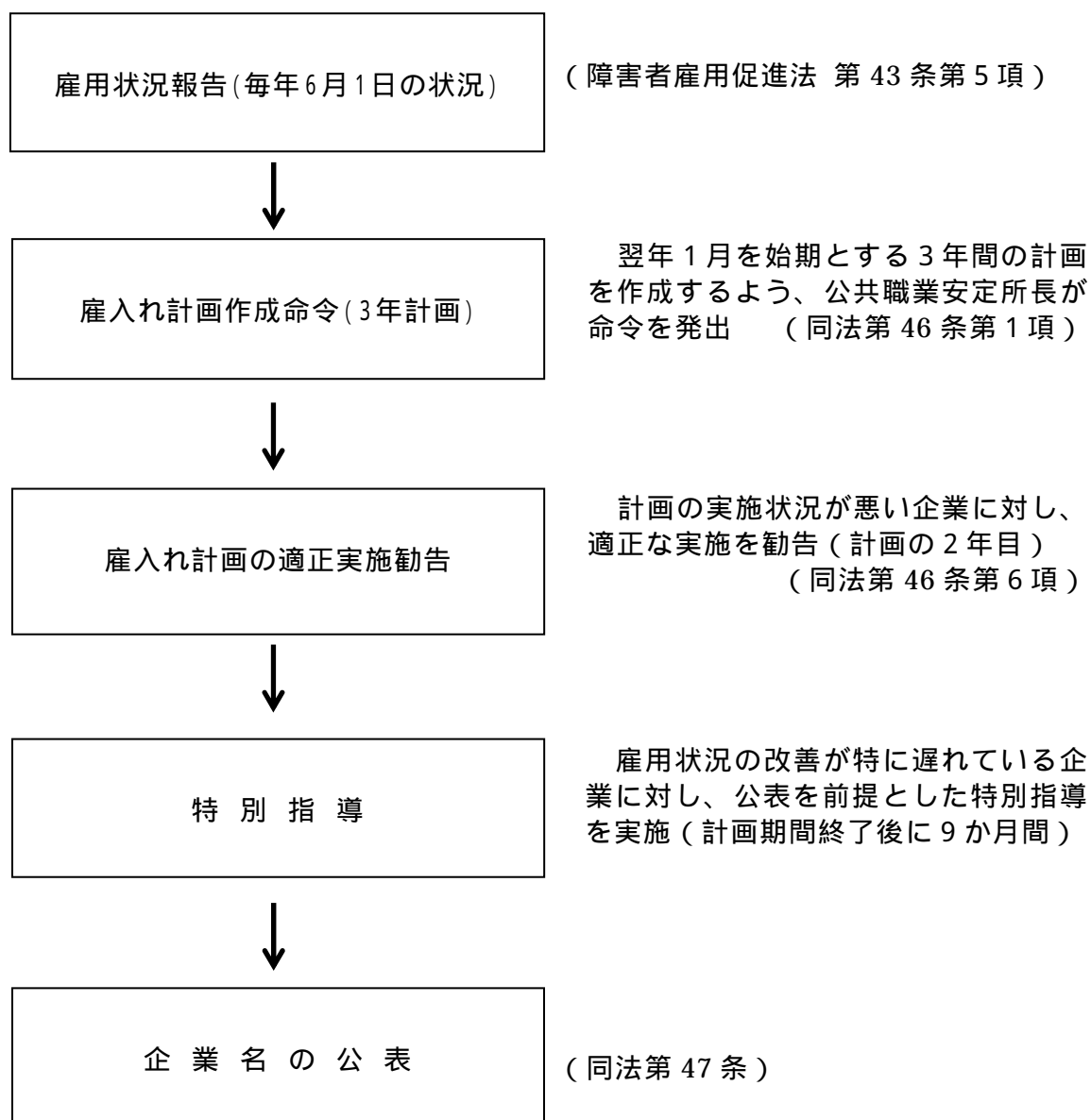
また、短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされる。精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。

特例認定とは

地方公共団体の機関（A）及び当該機関Aと人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該機関Bに勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

平成21年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	28社
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	14社
* 「特別指導」の実施	17社

雇入れ計画を実施中の企業 142社(平成21年度末現在)

企業名の公表 平成21年度 1社

公的機関の各機関の状況

(1) 県機関の状況 (法定雇用率2.1%)

(平成22年6月1日現在)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合 計	9,810	322.0	3.28	0.0	
神奈川県知事部局	7,112	249.0	3.50	0.0	
神奈川県企業庁	935	30.0	3.21	0.0	
神奈川県議会議会局	77	3.0	3.90	0.0	
神奈川県警察本部	1,686	40.0	2.37	0.0	

(2) 県教育委員会等の状況 (法定雇用率2.0%)

(平成22年6月1日現在)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合 計	17,735	358.0	2.02	0.0	
神奈川県教育委員会	17,735	358.0	2.02	0.0	

注 1	欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
2	欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
3	欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村等の機関における状況(法定雇用率2.1%)

(平成22年6月1日現在)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合 計	67,353	1,592.5	2.36	14.0	
横浜市	29,463	753.5	2.56	0.0	特例認定あり(注4)
川崎市	12,281	261.0	2.13	0.0	特例認定あり(注4)
横須賀市	2,823	68.0	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
平塚市	1,764	36.0	2.04	1.0	特例認定あり(注4)
鎌倉市	1,161	21.0	1.81	3.0	特例認定あり(注4)
藤沢市	2,164	50.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
小田原市	1,279	29.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
茅ヶ崎市	1,379	31.0	2.25	0.0	特例認定あり(注4)
逗子市	372	8.0	2.15	0.0	特例認定あり(注4)
相模原市	5,046	121.0	2.40	0.0	特例認定あり(注4)
三浦市	340	9.0	2.65	0.0	特例認定あり(注4)
秦野市	860	23.0	2.67	0.0	特例認定あり(注4)
厚木市	1,618	26.0	1.61	7.0	特例認定あり(注4)
大和市	1,273	28.0	2.20	0.0	特例認定あり(注4)
伊勢原市	586	12.0	2.05	0.0	特例認定あり(注4)
海老名市	640	14.0	2.19	0.0	特例認定あり(注4)
座間市	661	16.0	2.42	0.0	特例認定あり(注4)
南足柄市	370	6.0	1.62	1.0	特例認定あり(注4)
綾瀬市	507	10.0	1.97	0.0	特例認定あり(注4)
葉山町	228	4.0	1.75	0.0	
寒川町	302	14.0	4.64	0.0	
大磯町	222	3.0	1.35	1.0	
二宮町	190	3.0	1.58	0.0	
中井町	103	3.0	2.91	0.0	
大井町	129	3.0	2.33	0.0	
松田町	104	1.0	0.96	1.0	
山北町	145	4.0	2.76	0.0	
開成町	114	2.0	1.75	0.0	
箱根町	305	7.0	2.30	0.0	
真鶴町	117	5.0	4.27	0.0	
湯河原町	230	8.0	3.48	0.0	
愛川町	319	7.0	2.19	0.0	
清川村	75	1.0	1.33	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	183	5.0	2.73	0.0	

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧（市町村長部局）

認定地方機関(A)	認定年月日	みなされることとなる機関（B）			
横浜市	18.5.31	横浜市病院経営局	横浜市水道局	横浜市教育委員会	横浜市交通局
川崎市	18.3.20/18.5.31	川崎市病院局	川崎市水道局	川崎市教育委員会	川崎市交通局
横須賀市	20.1.30	横須賀市教育委員会	横須賀市上下水道局		
平塚市	15.3.20	平塚市教育委員会			
鎌倉市	14.12.27	鎌倉市教育委員会			
藤沢市	16.3.8	藤沢市教育委員会			
小田原市	15.6.13	小田原市教育委員会	小田原市水道局		
茅ヶ崎市	18.5.24	茅ヶ崎市教育委員会			
逗子市	15.3.20	逗子市教育委員会			
相模原市	15.4.16	相模原市教育委員会			
三浦市	14.12.27	三浦市教育委員会			
秦野市	15.2.5	秦野市教育委員会			
厚木市	14.12.27	厚木市教育委員会			
大和市	16.7.15	大和市教育委員会			
伊勢原市	17.11.21	伊勢原市教育委員会			
海老名市	17.5.31	海老名市教育委員会			
座間市	18.5.31	座間市教育委員会			
南足柄市	17.5.31	南足柄市教育委員会			
綾瀬市	16.8.23	綾瀬市教育委員会			

(4) 特殊法人等における雇用状況 (法定雇用率2.1%)

(平成22年6月1日現在)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
特殊法人等合計	3,431	68.0	1.98	5.0	
横浜市立大学	1,893	34.0	1.80	5.0	
神奈川県住宅供給公社	84	1.0	1.19	0.0	
横浜市住宅供給公社	122	3.0	2.46	0.0	
神奈川県立病院機構	1,332	30.0	2.25	0.0	

注 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

民間企業における障害者の雇用状況

年度	企業数	法定常用労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業割合(%)
平成16年	2,964	729,533	9,912	1.36	40.2
平成17年	3,121	748,200	10,224	1.37	39.6
平成18年	3,188	782,220	11,004.0	1.41	41.0
平成19年	3,251	820,416	11,896.5	1.45	41.2
平成20年	3,371	851,023	12,707.5	1.49	43.0
平成21年	3,376	848,438	13,323.5	1.57	43.5
平成22年	3,365	866,026	14,031.0	1.62	45.8

民間企業における障害者の雇用状況(神奈川県)

